

# 富士見市プレミアム付電子商品券発行事業約款

## 第1章 総 則

### (趣旨)

- 第1条 富士見市商工会（以下、「商工会」という。）は、市内における消費を喚起・下支えし、市内経済と商業を活性化すること、併せてキャッシュレス決済の普及を図るため、富士見市プレミアム付電子商品券（以下、「商品券」という。）の発行事業を行う。
- 2 発行する商品券の種類は、COMMONEY（コモニー）アプリによる電子商品券とする。
  - 3 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

### (実施主体)

- 第2条 商品券発行事業は商工会が行う。ただし、事務局及び業務の一部を委託するものとする。

### (実施期間)

- 第3条 本事業の実施期間は、令和6年6月10日(月)から令和7年2月21日(金)までとする。

### (発行総額等)

- 第4条 商品券の発行総額は4億9,400万円とする。
- 2 発行総額のうち、販売総額は3億8,000万円とし、その30%にあたる1億1,400万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

### (販売単位)

- 第5条 商品券の販売単位は1セットとし、1セット10,000円で販売する。

### (商品券の種類)

- 第6条 商品券の種類は、「共通券」及び「専用券」とする。
- 2 「共通券」は、第20条による登録手続きにより登録された全ての参加店で取り扱うことができる。
  - 3 「専用券」は、第21条で定める「中小店」のみ取り扱うことができる。
  - 4 商品券は、1セットあたり「共通券」5,000円、「専用券」8,000円とする。

## 第2章 商品券の購入・付与

### (購入対象者)

- 第7条 商品券を購入できる者は、市内在住者とする。ただし、再販売についてはこの限りではない。

### (購入者の決定)

- 第8条 商品券の購入者の決定にあたっては、購入申込を行った購入希望者とする。
- 2 商品券の申込みはCOMMONEYアプリから利用者情報を入力して行うものとし、令和6年8月20日(火)10時から令和6年9月10日(火)23時59分まで購入申込みを行うものとする。
  - 3 購入希望者による申込みは、1人につき1件までとし、3セットまで購入できるものとする。ただし、再販売についてはこの限りではない。
  - 4 商品券の購入申込口数が発行口数を上回る場合は、公正公平な抽選にて当選者を決定する。

- 5 購入方法や購入場所は当選者へ通知する。
- 6 商工会が必要と判断した場合は、購入希望者に対し資格の確認に必要な資料の提出を求めることができるものとする。
- 7 当選者が購入期日までに購入しない場合、又は購入口数が発行口数を下回る場合は、商工会は富士見市と協議の上、再販売の実施や方法を決定する。
- 8 当選者は、当選口数の変更や分割購入はできないものとする。  
(電子商品券の購入期間)

第9条 商品券の購入期間は、令和6年9月17日(火)から令和6年9月30日(月)までとする。ただし、購入期間は販売体制の状況により変更できるものとし、変更した購入期間は当選者に通知するものとする。

### 第3章 商品券の利用

(利用者)

第10条 商品券は、購入した本人(以下「利用者」という)に限り利用できるものとする。  
(利用期間)

第11条 商品券の利用期間は、令和6年9月17日(火)から令和7年1月31日(金)日までとし、利用期間を経過した場合、未使用分は失効する。

(利用事業所)

第12条 商品券を利用できる利用事業所(以下「参加店」という。)は、第20条による登録手続きをした事業所とする。

(対象商品等)

第13条 商品券は、参加店が取扱う商品及びサービス等に利用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、宝くじ、電子マネー、プリペイドカード等、換金性の高いもの。
- (2) 出資や債務の支払い。(税金、振込代金・手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定されている性風俗関連特殊営業やパチンコ店などの営業に係る支払い。
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- (5) 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ。
- (6) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く。)などの不動産に係る支払い。
- (7) コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの。
- (8) 仕入等の決済目的
- (9) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い。
- (10) 上記以外で、事業の主旨に基づき商工会が不相当と認めるもの。

(釣り銭等)

第14条 商品券は1円単位で支払可能なため釣り銭は発生しない。ただし、支払いで不足が生じた場合、現金や参加店が認める他の決済手段で不足分を支払うことができる。

(利用者の責務)

第15条 商品券の申込みに際し、商工会に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出なければならない。

- 2 商品券のQRコードやデータを偽造、複製、改変することを禁ずる。
- 3 商品券が発行された端末の盗難、紛失、滅失は利用者の責任とする。ただし、紛失、滅失が災害等の不可抗力による場合は、この限りではない。
- 4 商品券の売買を禁ずる。
- 5 その他本約款に反することを禁ずる。

(不正利用の損害)

第16条 本約款に違反又は故意又は過失によって商工会や参加店に損害を与えた利用者は、当該損害額について一切の責任を負うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第17条 商工会は、利用者の個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり、適切に取り扱うものとする。

- (1) 個人情報とは、商品券の発行又は利用に際し商工会が提供を受けた、氏名、電話番号、メールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とする。
- (2) 利用者の個人情報は、以下の目的にのみ利用する。
  - ・商品券の運営及びサービス提供
  - ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
  - ・電子メール等の通知手段による情報発信
  - ・利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
  - ・個人を特定できない形の統計情報として利用
  - ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 商工会は、利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用する。

①共同して利用される個人情報の項目

商工会が商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報。

②利用目的

商品券の販売、発行や管理に関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、商品券システムの適切な運営管理、利用分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等。

③共同して利用する者の範囲

富士見市、商品券システム提供事業者、商品券の申込みや販売に関わる事業者

## 第4章 参加店

(参加店の登録資格)

第18条 参加店は、原則として富士見市商工会会員とする。

(参加店の募集)

第19条 参加店の募集は、市広報や専用WEBサイト、商工会ホームページへ案内する等により広く行うものとする。

(参加店の登録手続き)

第20条 登録を希望する事業所は、参加店申込書を事務局に提出もしくは専用WEBサイトからの申込を行うものとする。

2 前項による申込みがあったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、参加店として登録する。

3 審査通過後、参加店QRコード、ポスター等を配布する。審査により不適格とされた店舗へは、その旨通知する。

(中小店の定義)

第21条 この事業における「中小店」の定義は、以下のとおり定める。

中小店・・・原則として市内に店舗を構える事業者のうち、店舗面積が1,000㎡を超えない店舗をいう。ただし、大規模小売店のテナントを除く。

(入金に係る手数料等)

第22条 決済及び振込に係る手数料等の負担は無いものとする。

(商品券換金)

第23条 商品券の売上は、令和6年9月から令和7年1月までの毎月15日と月末に集計し、15日集計分は同月末、月末集計分は翌月15日に参加店へ支払うものとする。ただし、支払い日が土日祝日の場合は前営業日に支払うものとする。

(入金方法)

第24条 参加店への入金は、第20条による申込時に提出された口座へ振り込むものとする。

(参加店の責務)

第25条 参加店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に電子商品券を提示したときは、対象となる商品販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商工会が配布するポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用できない商品・サービスについては、誤解の無いよう明示すること。
- (4) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに商工会に申し出ること。
- (5) 自ら購入した商品券を自らの参加店で利用し、プレミアム分の利益を不正に取得しないこと。
- (6) 商工会が行う調査へ協力すること。
- (7) 利用者から受け取った商品券の滅失等は、参加店の責任とする。
- (8) 商品券で販売した商品等については、現金による返金はできないものとする。
- (9) 本約款を遵守し、商工会からの指示に従うこと。

(参加店の罰則等)

第26条 本約款に違約する行為が認められた場合は、商工会は売上の入金拒否、参加店登録の取り消し及び損害金の申し受け、又は犯罪行為に対する告発等を行うことがある。

(届出事項の変更)

第27条 参加店は、登録事項に変更があったときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

## 第5章 雑 則

(利用中止)

第28条 商工会は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合、利用者に対し事前に通知することなく、商品券の使用取引の全部又は一部を停止又は中止することができるものとする。この場合、利用者は商品券の全部又は一部を利用できないものとする。

- (1) 商工会の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害又は災害・事変等やむを得ない事由によりシステムを利用できない場合
- (2) システムの保守・点検等によりシステムを停止する必要がある場合
- (3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
- (4) 利用者が商品券を違法若しくは不正に入手し利用した場合又はその虞がある場合
- (5) 商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2 商工会及び参加店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(返還請求等)

第29条 利用者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、相当額の返還請求をし、商工会で審議し決定した処置を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、利益を得ること。
- (3) 参加店自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他商品券の目的に反する行為に利用すること。

(商工会の責務)

第30条 商工会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 商品券の盗難又は紛失が発生したときは、速やかに盗難又は紛失した端末の情報を電子商品券システム提供会社に通知すること。
- (2) 商工会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、商工会の責務とし、損害の補填をするものとする。
- (3) 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと。

(その他)

第31条 商品券発行业に係る事務局を次のとおり置く。

株式会社エイチ・アイ・エス (事務局委託)

所在地 埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目51

電話 参加店用：050-1706-0423

利用者用：050-1706-0429

FAX 048-782-6373

- 2 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、令和6年6月1日から施行する。